

長崎市庁舎エレベーター広告募集要項

1 掲出期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日のうち希望する期間

なお、掲出期間の初日及び終日が、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲出開始日及び掲出終了日は、開始・終了日後の最初の開庁日とします。

例) 令和7年6月1日(日)～令和7年11月30日(日)の場合

掲出日：令和7年6月2日(月)

撤去日：令和7年12月1日(月)

2 広告掲出枠の場所等

(1) 場所及び枠数

	場所	着床階	枠数
①	東エレベーター1号機内壁	1～19階	3枠
②	東エレベーター2号機内壁	B1～19階	3枠
③	東エレベーター3号機内壁	1～19階	3枠
④	西エレベーター1号機内壁	B1～18階	3枠
⑤	西エレベーター2号機内壁	1～18階	3枠
⑥	西エレベーター3号機内壁	1～18階	3枠
⑦	西エレベーター4号機内壁	1～19階	3枠
⑧	西エレベーター5号機内壁	1～18階	3枠

※広告を掲出する内壁内の位置については、指定はできません。

1階平面図



(2) 規格

A2版(594mm×420mm)

※長崎市の用意したフレームに掲出します。

デザインを用紙の端まで印刷すると、フレームで隠れる恐れがありますのでご注意ください。

(3) 料金

広告掲出料及び行政財産使用料を納付いただきます。

なお、掲出期間に1か月未満の端数がある場合でも、広告掲出料は1か月分として算定します。

広告掲出料 (1枠あたり)		場所	月額料金 (税込)
	①	東エレベーター1号機	8,000円
	②	東エレベーター2号機	10,000円
	③	東エレベーター3号機	8,000円
	④	西エレベーター1号機	8,000円
	⑤	西エレベーター2号機	6,000円
	⑥	西エレベーター3号機	6,000円
	⑦	西エレベーター4号機	6,000円
	⑧	西エレベーター5号機	6,000円

※掲出期間に1か月未満の端数がある場合の例

掲出期間：令和7年5月7日～令和7年10月31日

期間としては5か月25日となるため、広告掲出料としては6か月として算定

行政財産使用料	長崎市行政財産使用料条例(昭和39年長崎市条例第15号)に基づき算定します。
---------	--

3 申請方法

持参または郵送にて、**掲出開始希望日の3週間前まで**（3週間前の日が閉庁日の場合はその前の開庁日）に以下の書類を提出してください。

なお、申請者が長崎市入札参加資格者名簿の登録業者であるときは、次の6～8の書類は提出不要です。

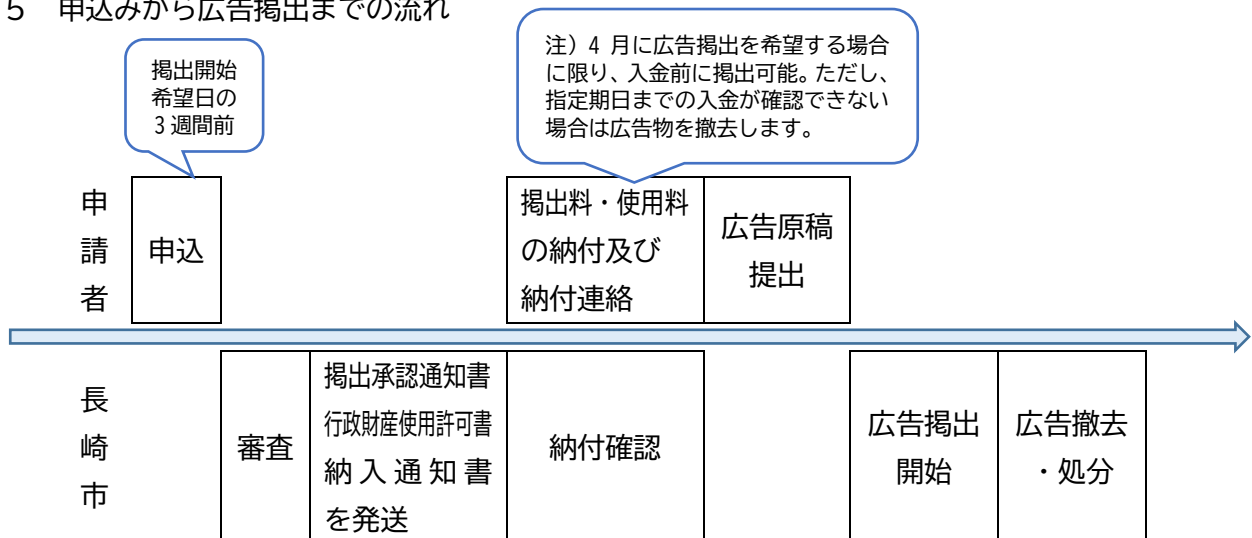
番号	提出書類	法人		個人	
		市内	市外	市内	市外
1	長崎市庁舎エレベーター広告掲出申込書（様式1）	○	○	○	○
2	誓約書（様式2）	○	○	○	○
3	役員名簿（様式3）	○	○	○	○
4	行政財産使用許可申請書（第6号様式）	○	○	○	○
5	会社の業務内容がわかる会社概要等の資料	○	○	○	○
6 ※	法人登記事項証明書（写し可）	○	○	-	-
7 ※	住民票抄本（写し可）	-	-	○	○
8 ※	長崎市税の完納証明書（写し可） △＝長崎市内に本店（本社）、支店（支社）又は営業所等の事務所がある場合 （長崎市中央地域センター（市役所1階）等にて発行）	○	△	○	△
9	広告データ（審査用）	○	○	○	○

※6～8の証明書は、すべて発行後3か月以内のものに限る。

4 選定方法

書類の提出順に、長崎市広告掲載要綱・長崎市広告掲載基準・長崎市庁舎内掲示基準による審査を行い、基準等を満たしている者を広告主とします。

5 申込みから広告掲出までの流れ



6 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲出している広告物について、内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに「長崎市庁舎エレベーター広告変更申込書」(様式4)を提出し、あらかじめ長崎市長の承認を得るものとします。

7 許可の取り消し

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、広告掲出期間中であっても、広告掲出を中止するものとします。
 - ア 広告主が長崎市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
 - イ 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
 - ウ 広告主の倒産、破産等により、広告掲出をする必要がなくなったとき。
 - エ 広告主が書面により掲出取下げを申し出たとき。
 - オ 広告主が長崎市広告掲載要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - カ 指定期日までに広告料の納入がないとき。
- (2) 長崎市及び広告主においては、当該許可による広告掲出の継続に困難な事由が生じた場合は、双方が協議のうえ、当該許可を取り消すことができるものとします。
- (3) 上記(1)(2)により広告掲出を中止した場合でも、長崎市は広告主に対して補償を行いません。また、納入済みの広告料も返還しません。

8 その他留意事項

- (1) 原則として、1者の広告を一度に掲出するのは4枠までとします。

5枠目以降の掲出については、翌月以降の申請が他になかった場合、3月以内の掲出期間で承認します。その後の期間の申請についても同様の取り扱いとします。
- (2) 広告の作成・費用は広告主の負担とします。
- (3) 広告の掲出・撤去作業は長崎市で行うこととし、作業は掲出開始日の午前9時、撤去は掲出終了日の午後5時以降に行います。撤去した広告は長崎市において適切に破棄します。
- (4) 広告掲出料及び行政財産使用料は、納入通知書により指定する納入期限までに納入いただきます。

9 関係規程

- (1) 長崎市有財産規則
- (2) 長崎市行政財産使用料条例
- (3) 長崎市役所庁内管理規則
- (4) 長崎市広告掲載要綱
- (5) 長崎市広告掲載基準
- (6) 長崎市庁舎内掲示基準

10 申請・問い合わせ先

長崎市総務部庁舎管理課(9階)

電話:095-829-1411(直通)

ファックス:095-829-1118

Email:choshakanri@city.nagasaki.lg.jp